

令和4年4月19日

保護者 様

島原市教育委員会教育長  
(公印省略)

### 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

清和の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から本市教育の推進につきまして、深いご理解と温かいご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について、文部科学省のガイドラインが改訂されたことに伴い、本市の考え方も下記のとおり改訂いたしますので、通知します。

つきましては、ご家庭のご理解をいただくとともに、今後も感染対策の徹底にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、引き続き、お子様はもとより、同居する方で発熱等の風邪症状がみられる場合は登校を控えるよう併せてお願いいたします。

### 記

#### 1 次の①～④の場合は、出席停止扱いとします。

- ① お子様が感染した場合
- ② お子様が感染者の濃厚接触者として特定された場合
- ③ お子様と同居する方が感染者の濃厚接触者として特定されたときに、保護者から不安のため出席させない旨の連絡があった場合
- ④ お子様、または、同居する方に発熱等の風邪症状がみられる場合

#### 2 学級閉鎖と判断する基準について

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された児童生徒等が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ その他、設置者で必要と判断する場合  
保健所等による積極的疫学調査等が実施された場合等を含む